

福島県水田農業産地づくり対策等推進会議
平成28年度第3回総会議案書

日 時 : 平成29年1月24日(火) 10:00～
場 所 : ふくしま中町会館 5階 東会議室

目 次

議案第 1 号	平成 2 9 年産米生産数量目標の地域間調整の取り組みについて(案)	・ ・ ・ ・ ・ 1
議案第 2 号	平成 2 9 年度産地交付金について(案)	・ ・ ・ ・ ・ 6
議案第 3 号	平成 2 8 年度収支補正予算(案)について	・ ・ ・ ・ ・ 16

平成29年産米生産数量目標の地域間調整の取り組みについて（案）

平成29年1月24日
福島県水田農業産地づくり対策等推進会議

1. 平成29年産水田農業の取り組みに関する基本的考え方

国から本県に対し配分された平成29年産米生産数量目標は332,316トと28年産米生産数量目標対比▲3,617ト減となった。

また、生産数量目標の設定とあわせ、平成30年6月末民間在庫数量が近年では最も低位の180万トとなる「自主的取組参考値」が平成29年産米でも設定され、本県に対しては平成28年産米「自主的取組参考値」対比▲904ト減の331,412トが示された。

本県としては、良食味米産地としての強みを生かした主食用米の生産振興に取り組みつつ、作付再開地域も含めた県全体の水稻作付面積の維持・拡大および需要に応じた主食用米生産の推進をはかるため、飼料用米を中心とする非主食用米の生産拡大による「水田フル活用」の取り組みを一層すすめることを基本とし、平成29年産水田農業に取り組むものとする。

2. 生産数量目標の地域間調整の取り組み**(1) 地域間調整の取り組みに関する基本的考え方**

ア. 浜通りにおける作付再開は継続しているものの、平成29年米においても依然として東日本大震災や原発事故の影響により作付できない地域が見込まれる。

このため、国から配分された生産数量目標の確保と震災等により被災した稲作農家の所得確保を図るため、作付けできない地域と米の生産余力のある地域との間で、生産数量目標の地域間調整を実施し、県内水田を最大限に活用した「需要に応じた主食用米生産」に取り組む。

イ. 平成29年産米においても生産数量目標の深堀りに対するインセンティブ（生産数量目標を下回って生産した面積に対する5,000円/10aの産地交付金の追加払い）が設定されることから、「福島県水田農業産地づくり対策等推進会議」として県間調整は実施しない。同時に、認定方針作成者独自の県間調整についても極力削減するよう要請していく。

ウ. 生産者が早期に「制度別・用途別生産計画」が策定できるように、迅速に地域間調整の確定に向けた取り組みをすすめる。

(2) 地域間調整のすすめ方

ア. 生産数量目標の調整にあたって、基本は地域内（地域農業再生協議会内等）での農業者間調整を優先して行う。

イ. 地域内（地域農業再生協議会内等）で調整しきれない場合には、県内での地域

をまたいだ方針作成者等（地域農業再生協議会）間調整を行う。

ウ. 具体的には、

- ①要調整生産数量目標が「出し手」超過の場合は、「受け手」数量を津波・地震の被災地の「出し手」に優先的に配分し、残り数量は他の「出し手」希望方針作成者等（地域農業再生協議会）に按分のうえ地域間調整を実施する。
- ②要調整生産数量目標が「受け手」超過の場合は、それぞれの「受け手」意向について、平成28年産米地域間調整実績、需給調整の取り組み動向および「水田フル活用」の取り組み状況等の観点から精査をおこない、必要な調整を実施のうえ「受け手」方針作成者等（地域農業再生協議会）に按分のうえ地域間調整を実施する。

（3）地域間調整取り組み日程および申し込みにあたっての留意点

ア. 取り組み日程の基本的考え方

- ①地域農業再生協議会において、平成29年度水田農業対策への取り組み方針を決定し、方針作成者等（地域農業再生協議会）間調整を実施する場合は、生産者の意向調査を早期に実施し、2月末までに「出し手」「受け手」とも「福島県水田農業産地づくり対策等推進会議」に調整意向数量を申し出る。
- ②「福島県水田農業産地づくり対策等推進会議」は申し出にもとづき生産数量目標の調整を実施のうえ、3月末までに「出し手」「受け手」に決定数量を通知する。
- ③以降の取り組みについては、地域間調整の取り組み状況をふまえ、必要に応じ別途提起する。

イ. 申し込みに関する留意点

- ①「福島県水田農業産地づくり対策等推進会議」からの地域間調整数量決定通知後の数量変更は認めないものとする。
- ②このため、「出し手」は確実に地域間調整数量を確保するとともに、「受け手」は「福島県水田農業産地づくり対策等推進会議」から通知された地域間調整数量にもとづく調整料金を確実に支払うこととし、その旨当初申込書に記載・誓約のうえ生産数量目標の地域間調整数量の申し込みを行うものとする（様式別紙のとおり）。

（4）調整料金

29年産米の生産数量目標地域間調整料金については、28年産米の需給・価格動向、「出し手」数量動向等を踏まえ、25円/kg（税込、28年産+5円/kg）とする。

以上

<添付資料>

○別紙2「生産数量目標等の補正について」

（「需要に応じた米生産の推進に関する要領」より抜粋）

○平成29年産米生産数量目標の地域間調整の申し込みについて（報告様式）

別紙 2

生産数量目標等の補正について

第 1 生産数量目標等の補正

- 1 認定方針作成者又は地域農業再生協議会の代表者（以下「認定方針作成者等」という。）は、他の認定方針作成者等との間で生産数量目標等の譲渡等を行うことにより、生産数量目標等を補正することができる。

なお、当該補正を適切に行うため、認定方針作成者等は、方針参加農業者及び非参加農業者から生産数量目標等の補正結果について、様式参考例を用いて報告させること等により、地域内の補正の実態の把握に努めることとする。

- 2 認定方針作成者は、1の補正を行った場合には、別紙様式第2-1号に別紙様式第2-2号の写しを添付して、速やかに、地域農業再生協議会の代表者に報告する。
- 3 地域農業再生協議会の代表者は、地域内の補正結果を取りまとめ、別紙様式第2-3号により、都道府県農業再生協議会の代表者に報告する。
- 4 都道府県農業再生協議会の代表者は、地域農業再生協議会の代表者からの報告を取りまとめる別紙様式第2-3号により、速やかに生産局長に報告する。

第 2 補正後の生産数量目標等の通知

認定方針作成者等は、第1による補正を行った場合は、6月15日（当該日が行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項に定める休日に当たるときは、その翌日をもってその期限とみなす。以下同じ。）までに、補正後の生産数量目標及び面積換算値を、方針参加農業者等に通知する。

平成29年産生産数量目標地域間調整申込様式
(報告期限：平成29年2月28日(火))

平成29年2月 日

福島県水田農業産地づくり対策等推進会議
会長 川上雅則 殿

団体名： _____

代表者名： _____ 印

平成29年産米生産数量目標の地域間調整の申込みについて（報告）

このことについて、以下のとおり報告します。

1. 申し込みの有無（該当する方に「○」をつけてください。）

	平成29年産生産数量目標の地域間調整を申し込みます。
	平成29年産生産数量目標の地域間調整を申し込みません。

2. 平成29年産生産数量目標の地域間調整の申込みについて

（1. で「平成29年産生産数量目標の地域間調整を申し込みません。」と報告した場合、以下の記載は不要です。）

_____（団体名記載）は、別紙のとおり29年産生産数量目標の地域間調整希望数量を報告します。なお、この報告数量にもとづき「福島県水田農業産地づくり対策等推進等会議」が調整し、当協議会（あるいは方針作成者等）あてに通知された調整結果については、当協議会（あるいは方針作成者等）は、責任を持って「出し手数量」の確保あるいは「受け手数量」の引き受け（地域間調整料金の支払い）をおこなうことを誓約します。

以上

(別紙)

市町村名	受け手申込数量(kg)	出し手申込数量(kg)
	(生産数量目標の増加申込)	(生産数量目標の減少申込)
うち方針作成者内調整		
うち方針作成者内調整		
うち方針作成者内調整		
うち方針作成者内調整		
うち方針作成者内調整		
うち方針作成者内調整		
うち方針作成者内調整		
うち方針作成者内調整		
うち方針作成者内調整		
合計		
うち方針作成者内調整		

平成29年度 産地交付金について (案)

平成29年 1月24日
福島県水田畑作課

1 産地交付金とは

地域の実情に即して、水田で生産する麦・大豆等の戦略作物の生産性向上等の取組や、野菜等の地域振興作物の生産を支援するものであり、平成24年度の農業者戸別所得補償制度の本格実施に併せて産地資金として創設された。

県は、国から配分された資金枠の範囲内で助成内容を設定できる。また、県の判断によっては配分枠をさらに地域農業再生協議会等に配分し、地域独自に助成内容を設定することができる。

平成26年度からは、産地交付金に名称が変更され、地域の魅力的な産品（主食用米を除く）の産地づくりに向けた取組をさらに支援する観点から、産地戦略枠が創設された。

なお、産地交付金は国から事業の加入者に直接交付されるが、県及び地域農業再生協議会は、需要が期待できる非主食用米の作付目標や導入する技術など、今後3～5年間の水田活用の取組方針を記載した水田フル活用ビジョンを作成し、これに沿って産地交付金を活用する。

2 福島県への年度別枠配分

(単位：百万円)

年 度	配分額	内 訳	
23年度	628	221	その他作物の作付実績に応じた配分
		363	22年度モデル対策の激変緩和調整枠
		21	畑地における麦、大豆への配分
		23	生産数量目標減少量に応じた配分
24年度	663	+35	生産数量目標減少量に応じた配分
25年度	713 (当初)	+50	生産数量目標減少量に応じた配分
26年度	1,216 (当初) うち産地戦略枠 574	+503	生産数量目標減少量に応じた配分
			主食用米以外の作付面積に応じた配分
27年度	1,216 (当初) うち産地戦略枠 645	前年度同額	
		産地戦略枠 +71	
28年度	1,186 (内訳 973 (当初)+213 (特別)) うち産地戦略枠 717 (内訳 504 (当初)+213 (特別))	27年度配分額の8割を当初、10月に「特別交付金」として2割相当を配分	
		産地戦略枠 +72	
29年度	1,121 (当初) うち産地戦略枠 794	27年度配分額から畑地助成分が控除され、二毛作助成と耕畜連携助成分を加算した後の8割を配分	
		産地戦略枠 +77	

3 各関係機関の役割

- (1) 県
産地交付金の助成内容の設定
- (2) 福島県水田農業産地づくり対策等推進会議
産地交付金の助成内容の設定に関する支援
- (3) 地域農業再生協議会等
県からの枠配分の範囲内での助成内容の設定、対象作物の要件確認

4 国からの平成29年度 産地交付金の配分

4月と10月に2回に分けて配分される。

基本は、平成27年度配分額の12億1千6百万円としている。これに、従来枠から平成27年度畑地への支援実績額を減額し、次に産地戦略枠に平成28年度二毛作助成交付申請額の96%相当額及び耕畜連携交付申請額の92%相当額を増額(そば・なたねの二毛作助成含む)、これらの合計額の2割相当額を留保した8割(11億2千1百万円)が配分される。

2割留保分(2億8千万円)については、10月ごろに国が戦略作物助成に充てた残余を配分するので、戦略作物が大幅に拡大した場合は2回目の配分は無い場合もある。

なお、産地戦略枠は7億9千3百万円(+7千7百万円)で、産地交付金全体に占める比率は、70.7%(+10.2%)となった。

5 国からの平成29年度 産地交付金の使途設定上の指示

- (1) 産地交付金の設定については、当初の8割配分を前提とすること。
- (2) 畑地は交付対象から除くこと。(水田機能を有しない農地も交付対象外とすること)
- (3) 二毛作助成や耕畜連携助成は、地域における取組の定着状況に応じて、交付単価や交付期間を調整すること。
- (4) 高収益作物への支援を一層強化すること(努力目標)。

6 平成29年度 産地交付金の活用方法

- (1) 「30年以降の福島県水田農業の推進方針」に基づき、30年以降の需要に応じた米生産、水田農業における所得向上の実現を図るよう設定する。
- (2) 産地戦略枠に増額された二毛作助成や耕畜連携助成額は、地域枠に配分する。
- (3) 2回目の産地交付金が配分された場合は、県域枠と地域枠の当初配分比率に応じて、県域枠と地域枠に配分する。

7 配分の考え方

以下の考え方にに基づき、国と協議する。

- (1) 県域枠の設定
県域枠は、全県的に普及・拡大を目指す品目・取組に限定して助成する。28年度当初と比較して、畑地への支援実績額が差し引かれ、二毛作助成や耕畜連携助成が加算されているが、当初配分はこれらの8割であることから、県域は、28年度から継続助成する品目は、28年度単価の8割設定を基本とする。
- (2) 飼料用米は、水稻大規模生産者が行う多収品種による本作化・団地化を後押しするため、新規で大規模生産に向けた生産性向上の取組を支援する。また、県内全域で飼料用米の取

- 組定着化を図るため、引き続き、一般品種における生産性向上に向けた取組を支援する。
- (3) 飼料の自給率を高めるため、新規に飼料用トウモロコシの水田での取組を支援する。
- (4) 「米作付困難地域における地力増進作物等助成」については、東日本大震災から5年を経過し、被災した水利施設等の復旧が進んだため、廃止とする。

【当初配分】

(ア) 加工用米助成（継続・減額・要件追加）

酒造向け等の需要が見込まれる加工用米の生産を推進するとともに、県外産かけ米から県内産かけ米への転換を進めるため助成を継続する。

助成単価については28年度の8割水準以内とする。なお、新たに複数年契約を要件とし、生産を支援する。

a 助成単価

9,600円以内／10a（計画面積 370ha）

（複数年契約が平成27年産または平成28年産から継続している場合、別途、国から12,000円/10a助成）

b 要件

必須：複数年契約（3年間以上）

選択：①生産性向上、コスト低減のための取組

②生産の団地化、集積に資する取組

③共同乾燥・調製施設の活用、収穫機械等の共同利用

④前年度に不作付地だった水田での取組

(イ) 飼料用米（一般品種）助成（継続・減額）

多収品種での取組を基本としつつ、28年産以上の取組拡大を目指す。県内全域で飼料用米の取組定着化を図るため、引き続き、一般品種の生産性向上に向けた取組にも支援する。

（多収品種を作付けした場合には別途、国から12,000円/10aの助成）

a 助成単価

9,500円以内／10a（計画面積2,500ha）

※作付面積実績により単価は変動する。このため、仮に計画面積を上回る

3,000haの場合は、7,900円程度、4,000haの場合は、

5,900円程度となる。

b 要件

選択：①コスト低減のための取組

②生産の団地化、集積に資する取組

③共同乾燥調製施設の活用、収穫機械等の共同利用

(ウ) 飼料用米（多収品種）大規模取組助成（新規）

水稻大規模生産者が行う多収品種による本作化・団地化を後押しするため、大規模生

産3ha以上（ただし、中山間地域では2ha以上 注¹）の生産性向上の取組を支援する。
なお、要件として、取組面積の1/2以上の団地化を必須要件とする。

a 助成単価

2, 500円以内/10a（計画面積 3, 200ha）

b 要件

- 必須：①「多収品種（需要に応じた米生産の推進に関する要領」別紙3別表に記載された品種（ふくひびき等）」または「都道府県知事の申請に基づき、地方農政局長等が特に認めるもの（たちすがた又はアキヒカリ）」による取組
②取組面積の1/2以上の団地化

選択：①コスト低減のための取組

②共同乾燥調製施設の活用、収穫機械等の共同利用

注¹ 中山間地域とは、中山間直接支払対象地域及び農林統計の農業地域類型区分の中間農業地域・山間農業地域のいずれかに該当する地域を含む市町村とする。

(エ) 酒造好適米助成（継続・減額）

本県の酒造業界は、品質的に高い評価を受けており、地元産米を使用した日本酒づくりへの意向も強く、県産酒造好適米への要望は高い。このため、酒造好適米の作付拡大を推進し、県内酒造業界への供給拡大を図るとともに、新規需要米への作付誘導により需給均衡を図るため、引き続き助成する。助成単価については28年度の8割水準以内とする。

a 助成単価

4, 000円以内/10a（計画面積 30ha）

b 要件

必須：生産数量目標の枠外で新規需要米としての取組（酒造業者の増産計画に基づく酒造好適米の純増分に限る）

選択：①コスト低減のための取組

②生産の団地化、集積に資する取組

③共同乾燥調製施設の活用、収穫機械等の共同利用

(オ) 飼料用トウモロコシ助成（新規）

飼料用トウモロコシ（青刈り（サイレージ）及び子実用）は、栄養価が高く、畜産農家からの需要も多い。このため、飼料用トウモロコシの作付拡大を推進し、県内畜産農家での利用量を拡大し、自給量の改善を図るため、助成する。

a 助成単価

4, 000円以内/10a（計画面積 130ha）

b 要件

必須：利用供給契約を締結（自家利用の場合は自家利用計画を策定）すること。

- 選択：①排水対策
②獣害対策
③県奨励品種の利用

【国からの追加配分】

(ア) 備蓄米助成（継続）

主食用米の需給調整の取組を推進するため、落札数量に応じて追加配分される配分枠を活用し、備蓄米への助成を継続する。

助成単価は、国からの交付単価とする。

a 助成単価

7, 500円／10a（計画面積 4, 000ha）

b 要件

必須：国の備蓄米として落札したもの

(イ) 複数年契約助成（継続分のみ）

加工用米について、3年間以上の契約による取組に対して助成する。

助成単価は、国からの交付単価とする。（平成29年産からの新規契約分は対象外）
なお、7の(ア)の加工用米助成との重複助成を可能とする。

a 助成単価

12, 000円／10a

b 要件

必須：3年間契約に基づく平成27年産または平成28年産から継続した取組

(ウ) 多収品種助成（継続）

飼料用米、米粉用米について、多収品種による取組に対して助成する。

助成単価は、国からの交付単価とする。

a 助成単価

12, 000円／10a

b 要件

必須：「多収品種（需要に応じた米生産の推進に関する要領」別紙3別表に記載された品種（ふくひびき等）」または「都道府県知事の申請に基づき、地方農政局長等が特に認めるもの（たちすがた又はアキヒカリ）」による取組

(エ) そば・なたね助成（継続・基幹作のみ）

平成26年度より、「水田活用の直接支払交付金」の戦略作物助成から産地交付金に移行したそば・なたねに対して助成する。

a 助成単価

20, 000円／10a

b 要件

必須：①農協等と実需者等との間で締結された販売契約に基づく農協等との出荷契約又は実需者等との販売契約を締結していること。

②排水対策

(オ) その他（継続）

主食用米作付面積が生産数量目標の面積換算値を下回った都道府県に追加配分される枠（5,000円/10a）については、県域枠と地域枠の当初配分比率に応じて、県域枠と地域枠に配分し活用する。

(5) 地域枠の設定

地域においては、産地戦略枠を有効に活用するため、高収益作物である園芸作物の導入による複合経営の確立や、地域の魅力的な産品（主食用米を除く）の産地づくりに向けた取組への支援をさらに拡大させる。

(ア) 地域協議会への配分に当たっては、まず、県域枠として飼料米用（一般品種）に約2億3千7百万円、飼料用米の多収品種への大規模取組助成に8千万円、加工用米助成に約3千5百万円、飼料用トウモロコシ助成に520万円、酒造好適米（純増分）に120万円の計約3億5千9百万円を設定する。また、国から二毛作助成及び耕畜連携助成の8割相当額が当初配分に加算され、配分されたことから、これを地域枠に取組実績を考慮して配分し、地域協議会への配分額を7億6千2百万円とする。県域枠と地域枠の比率は、32対68となる。

(イ) 次に、27年度に活用実績が無いか、もしくはわずかな額であった避難町村等に配分していた額は、28年度と同様に県で留保し、各協議会の取組実績を評価して追加配分する財源に用いることとする。留保分は、当該避難町村等の27年度当初配分額のシェアの合計の8割とし、約4千万円とする。なお、当該避難町村に対しては、一律10万円を配分し、実績に応じて追加配分する。

(ウ) 以上により、当該避難町村を除いた地域協議会への配分枠を7億2千万円とし、28年度の活用実績額のシェアにより配分額を算出する。

(エ) 避難町村留保分や2回目の配分は、6月30日の申し込み期限後に取りまとめられた飼料用米等の戦略作物の取組実績等を参酌し、該当する地域協議会へ追加配分する。

(6) 地域枠の助成措置の留意点

「30年以降の福島県水田農業の推進方針」に基づき、30年以降の需要に応じた米生産、水田農業における所得向上の実現を図るよう設定する。

このため、以下の点を留意して設定すること。

(ア) 産地交付金の使途設定に当たっては、産地戦略枠の取組を拡大すること。

ア 農業・農村の所得増加につながる作物生産の取組。

イ 生産性向上等、低コスト化に取り組む作物生産の取組。

ウ 地域特産品など、ニーズの高い産品の産地化を図るための取組を行いながら付加価値の高い作物を生産する取組。

(イ) 地域枠で飼料用米へ助成する場合は、多収品種による取組が進むよう助成措置すること。

- (ウ) 非主食用米及び畑作物（麦・大豆等）については、団地化に対して助成措置すること。
- (エ) 高収益作物では、土地利用型については集積・団地化、永年性作物については新規作付に対し、助成措置すること。
- (オ) 二毛作助成及び耕畜連携助成については、地域での取組状況を踏まえ、交付単価、交付期間を設定すること。

産地交付金1回目配分の使途(案)

H29年度国からの1回目配分額: 1,121,719,000 円

(2回目が満額配分される場合: 280,429,000 円)

【H28年度(実績見込)】

【H29年度当初配分】

【県域】

No	区分	使途	面積 (ha)	単価 (円以内 /10a)	実績見込額 (円)
1	継続	飼料用米(一般品種)助成	4,243	9,200	390,356,000
2		加工用米助成	352	12,000	42,240,000
3		酒造好適米助成	14	5,000	700,000
4	廃止	地力増進作物等助成	9	10,000	900,000
5	新規	飼料用米(多収品種)大規模取組助成(※1)			
6		飼料用トウモロコシ助成			
①県域計			-	-	434,196,000

面積 (ha)	単価 (円以内 /10a)	予算額 (円)
2,500	9,500	237,500,000
370	9,600	35,520,000
30	4,000	1,200,000
3,200	2,500	80,000,000
130	4,000	5,200,000
-	-	359,420,000

H29-H28 差 (円)	H29/H28 対比 (%)
▲ 152,856,000	61%
▲ 6,720,000	84%
500,000	171%
▲ 900,000	0%
80,000,000	
5,200,000	
▲ 74,776,000	83%

【地域】

No	区分	使途	面積 (ha)	単価 (円以内 /10a)	実績見込額 (円)
7	継続	地域枠配分(産地交付金)			533,021,300
8		被災地留保分(※2)	-		
9	廃止	地域枠配分(特別交付金)			206,905,700
10	変更あり	二毛作助成			
11		耕畜連携助成			
②地域計			-	-	739,927,000

面積 (ha)	単価 (円以内 /10a)	予算額 (円)
-	-	-
-	-	-
-	-	762,299,000

H29-H28 差 (円)	H29/H28 対比 (%)
-	-
-	-
22,372,000	103%

【国(変更あり)】

No	区分	使途	面積 (ha)	単価 (円以内 /10a)	実績見込額 (円)
12	変更あり	二毛作助成	105	15,000	15,750,000
13		そば・なたね助成(二毛作)	226	15,000	33,900,000
14		耕畜連携助成	1,444	13,000	187,720,000
③国(変更あり)計			-	-	237,370,000

H29-H28 差 (円)	H29/H28 対比 (%)
▲ 15,750,000	0%
▲ 33,900,000	0%
▲ 187,720,000	0%
▲ 237,370,000	0%

①+②+③ 1,411,493,000

①+② 1,121,719,000

▲ 289,774,000 79%

※1 大規模取組加算は3ha以上(ただし、中山間地域は2ha)の多収品種の取組が対象

※2 国からの2回目の配分については、県域枠と地域枠の当初配分比率に応じて被災地留保分と併せて配分する。

(なお、被災地留保分については戦略作物等の増加に応じて配分する)

被災地域町村(案): 檜葉町、富岡町、大熊町、浪江町、葛尾村及び飯館村

【国(変更なし)】

No	区分	使途	面積 (ha)	単価 (円以内 /10a)	実績見込額 (円)
15	継続	多収品種助成(飼料用米)	1,225	12,000	147,000,000
16		備蓄米助成	3,640	7,500	273,000,000
17		複数年契約助成(加工用米)	332	12,000	39,840,000
18		多収品種助成(米粉用米)	0.8	12,000	96,000
20		そば・なたね助成(基幹作)	1,914	20,000	382,800,000
④国(変更なし)計			-	-	842,736,000

平成29年産非主食用米等の生産者手取額のイメージ(試算)(案)

福島県水田畑作課 H29.1

項目	単位	数式	飼料用米	飼料用米	飼料用米	備蓄米	加工用米	加工用米	酒造好適米 ※ ₁	主食用米		
			(多収品種)	(多収品種) ※3ha以上の取組(中山間は2ha以上)の場合	(一般品種)		(再/変・H29からの新規の複数年契約契約の場合)	(H27又はH28からの複数年契約継続の場合)		数量目標内	地域間調整	
収量水準	kg/10a	A	602	602	542	542	542	542	542	542	542	
交付金等	米の直接支払交付金 水田活用直接支払交付金	円/10a	B	90,020	90,020	80,000	0	20,000	20,000	0	7,500	7,500
	産地交付金(県域)	円/10a	C	12,000	14,500以内	9,500以内	7,500	9,600以内	21,600以内	4,000以内	0	0
	60kg当たり交付金等	円/60kg	$D = ((B+C)/A \times 60)$	10,168	10,417以内	9,907以内	830	3,276以内	4,605以内	442以内	830	830
販売価格(消費税込)	円/60kg	E	1,500	1,500	1,500	12,500	8,640	8,640	14,000	13,600	13,600	
流通諸経費(運賃・包装代等)	円/60kg	F	1,500	1,500	1,500	1,500	1,750	1,750	2,000	2,000	2,000	
地域間調整料金	円/60kg	G	—	—	—	—	—	—	—	—	1,500	
60kg当たり生産者手取額 (交付金等含む)	円/60kg	$H = D + E - F - G$	10,168	10,417以内	9,907以内	11,830	10,166以内	11,495以内	12,442以内	12,430	10,930	
10a当たり生産者手取額 (交付金等含む)(100円未満切捨)	円/10a	$I = H / 60 * A$	102,000	104,500以内	89,400以内	106,800	91,800以内	103,800以内	112,300以内	112,200	98,700	

(備考)販売価格等の算出根拠

飼料用米	専用品種の収量は平成28年産福島県10aあたり平年収量(1.7mm ² ヘクタール)542kg/10aより1俵(60kg)多い収量とした。
備蓄米	28年産相対取引価格(H28.12全銘柄平均価格14,315円/60kg・税込)から流通諸経費を控除した価格を参考に設定した。
加工用米	県内集荷事業者等からの聞き取りを参考に設定した。平成28年産買取価格は27年産と同程度。
酒造好適米	酒造業者等からの28年産米買入価格の聞き取りを参考に設定した。供給過剰から平成28年産は、60kgあたり300円程度の下落。

※酒造好適米に対する産地交付金の交付は、酒造業者の増産計画に基づく酒造好適米の純増分に限る

主食用米	28年産相対取引価格(H28.12福島県中通りコシヒカリ13,645円/60kg・税込)価格を参考に設定した。
------	---

- ・流通諸経費については、県内集荷事業者等からの聞き取りを参考に設定した。
- ・地域間調整料金は、25円/kgとした。
- ・生産費については、同一条件で生産していると仮定し、比較試算に含めていない。

平成29年産そば・なたねの生産者手取額のイメージ(試算)(案)

畑作物の直接支払交付金(ゲタ対策)反映

畑作物の直接支払交付金(ゲタ対策)においては、数量払を基本とし、面積払(営農継続支払)を希望した者について、面積払(営農継続支払)を数量払の内金として交付をうけることができます。

また、面積払(営農継続支払)は、27年度から、当年産の実際の作付面積で交付を受けることができるように変更となりました。

そのため、捨てづくり防止の観点から、新たに市町村別に基準単収が設定され、生産量がこの基準単収の2分の1を下回った場合は、理由書の提出が必要となっています。合理的な理由がなく、捨てづくりと判断され、交付済の面積払の返還となった農業者は、当面の間は面積払の交付金を受け取られなくなります。

【そば】

項目	単位	数式	そば	備考	
収量水準	kg/10a	A	36	農林水産統計 平成27年産 麦類、大豆、そば及びなたねの市町村別収穫量(東北 平成28年4月22日公表)の福島県平均単収	
交付金等	畑作物の直接支払交付金(ゲタ対策)	円/10a	B	13,975	面積払(営農継続支払)13,000円/10aを数量払の内金として交付 計算式:(数量払)13,975円/10a>(面積払)13,000円/10a ※数量払は品質区分(1等級)17,470円/45kgとした。
	産地交付金	円/10a	C	20,000	JA等と実需者等との間で締結された販売契約に基づくJA等との出荷契約又は実需者との販売契約を締結していること。排水対策を実施していること。
45kg当たり交付金等		円/45kg	$D = ((B+C)/A \times 45)$	42,469	
販売価格(消費税込)		円/45kg	E	14,000	県内集荷業者等からの聞き取りを参考に設定(H27年産)
流通諸経費(運賃・包装代等)		円/45kg	F	1,500	等級検査単位22.5kg/1袋(県内集荷業者等からの聞き取りを参考に設定)
45kg当たり生産者手取額(交付金等含む)		円/45kg	$G = D + E - F$	54,969	
10a当たり生産者手取額(交付金等含む)(100円未満切捨)		円/10a	$H = G/45 * A$	43,900	

【なたね】

項目	単位	数式	なたね	備考	
収量水準	kg/10a	A	37	農林水産統計 平成27年産 麦類、大豆、そば及びなたねの市町村別収穫量(東北 平成28年4月22日公表)の福島県平均単収	
交付金等	畑作物の直接支払交付金(ゲタ対策)	円/10a	B	20,000	面積払(営農継続支払)20,000円/10aを受けることで試算 計算式:(数量払)5,673円/10a<(面積払)20,000円/10a ※数量払は品質区分(その他の品種)とし、9,200円/60kgとした。
	産地交付金(県域)	円/10a	C	20,000	JA等と実需者等との間で締結された販売契約に基づくJA等との出荷契約又は実需者との販売契約を締結していること。排水対策を実施していること。
30kg当たり交付金等		円/30kg	$D = ((B+C)/A \times 30)$	32,432	
販売価格(消費税込)		円/30kg	E	3,240	県内集荷業者等からの聞き取りを参考に設定
流通諸経費(運賃・包装代等)		円/30kg	F	1,000	県内集荷業者等からの聞き取りを参考に設定
30kg当たり生産者手取額(交付金等含む)		円/30kg	$G = D + E - F$	34,672	
10aあたり生産者手取額(交付金等含む)(100円未満切捨)		円/10a	$H = G/30 * A$	42,700	

平成28年度収支補正予算(案)について

平成28年度収支補正予算書総括表

平成28年4月1日から平成29年3月31日まで

【福島県水田農業産地づくり対策等推進会議会計】

(単位：千円)

区 分		予算額	補正額	補正後予算額
会計区分	科目	①	②	① + ②
I 水田農業改革支援事業(直接支払推進事業費)補助金等会計	収入額	724,201	▲19,569	704,632
	支出額	724,201	▲19,569	704,632
	差引残高	0	0	0

【補正内容】

○ I 水田農業改革支援事業(直接支払推進事業費)補助金等会計

①水田農業改革支援事業補助金の減額 ▲3,037千円

【減額理由：予算設定時、事業見込額で予算を設定したが、事業実施計画が確定したため見込の減】

②福島県営農再開支援事業補助金の減額 ▲4,100千円

【減額理由：予算設定時、事業見込額で予算を設定したが、事業実施計画が確定したため見込の減】

③地域間調整料金の減額 ▲12,432千円

【減額理由：地域間調整料金が確定したため当初見込み額からの減(平成28年度地域間調整料金687,567,080円)】

I 水田農業改革支援事業(直接支払推進事業費)補助金等会計収支予算

1 収入の部

(単位：千円)

科 目		28年度	補正額		補正後 予算額	備 考
大科目	中 科 目		増	減		
1 補助金	1 水田農業改革支援事業補助金	13,000	0	3,037	9,963	
	2 福島県営農再開支援事業補助金	6,700	0	4,100	2,600	
2 委託金	1 飼料用米流通円滑化事業委託	1,500	0	0	1,500	
3 負担金	1 負担金	2,200	0	0	2,200	
4 前年度繰越金	1 一般管理費繰越金	800	0	0	800	
5 地域間調整料金	1 受入調整料金	700,000	0	12,432	687,568	
6 雑収入	1 雑収入	1	0	0	1	
収入合計(A)		724,201	0	19,569	704,632	

2 支出の部

(単位：千円)

科 目		28年度	補正額		補正後 予算額	備 考
大科目	中 科 目		増	減		
1 管理費	1 一般管理費	15,801	0	3,037	12,764	
	2 営農再開支援活動費	6,700	0	4,100	2,600	
2 専門部会費	1 飼料用米部会活動費	1,600	0	0	1,600	
	2 稲WCS部会活動費	100	0	0	100	
3 地域間調整料金	1 支払調整料金	700,000	0	12,432	687,568	
支出合計(B)		724,201	0	19,569	704,632	

3 差引残高(A-B)

0千円